

【令和7年度】

新潟県介護テクノロジー導入支援補助金の募集について

1 事業の内容

介護テクノロジーの試用的な導入を支援することにより、介護テクノロジーの本格的な導入を促進し、介護従事者の負担軽減及び介護従事者が継続して就労するための環境整備を図るとともに、介護サービスの質の向上を図ります。

2 対象補助事業者及び補助対象経費

新潟県介護テクノロジー導入支援補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に記載のとおりです。

※ 交付要綱等は県ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/kaigo-technology2025.html>

3 補助事業の流れ（○：申請者 ●：県）

○見積依頼	<ul style="list-style-type: none">・メーカーや販売店等へ見積依頼します。・補助金交付決定前に発注した介護ロボット等は補助対象外となりますので留意してください。
○交付申請	<ul style="list-style-type: none">・申請期限までに県へ補助金の交付申請をします。
●審査・交付決定	<ul style="list-style-type: none">・申請内容を審査し、申請者に交付又は不交付決定します。
○介護テクノロジーの導入	<ul style="list-style-type: none">・介護ロボットやICT等を発注し、導入します。・日々の使用状況や介護従事者の負担軽減の効果等を記録します。
○実績報告	<ul style="list-style-type: none">・交付要綱に記載の提出期限までに県へ実績報告します。・補助事業は令和8年3月31日までに完了する必要があります。・事業の完了は、介護ロボットやICT等の支払いをもって完了となります。
●額の確定・支払	<ul style="list-style-type: none">・実績報告の内容を審査し、適正と認められた場合に補助金の額を確定し、申請者に補助金を支払います。
○業務改善に係る効果報告	<ul style="list-style-type: none">・補助を受けた翌年度から3年の間、業務改善に係る効果を確認するための報告書を、毎年度、県及び厚生労働省へ報告します（具体的な報告内容や報告方法、報告期限等については別途通知します）。
○消費税等の報告	<ul style="list-style-type: none">・消費税等仕入控除税額が確定した後、所定の様式を用いて県へ報告します。

※ 上記の流れの他、変更交付申請などの手続きが必要となる場合がありますので、交付要綱等を確認してください。なお、変更交付申請等の手続きが必要となる場合は、県の担当者へ連絡の上、提出方法等の説明を受けてください。

4 提出書類

- 補助金交付申請書（別記第1号様式）
- 添付資料（別記第1号様式に記載のとおり）

5 交付申請方法

下記に記載の URL より新潟県電子申請システムにアクセスし、交付申請一式を提出してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=24805

6 申請期限

令和7年12月26日（金）まで

※ 申請期限前であっても、予算の上限に達した場合は受付を締め切りますのでご了承ください。

7 留意事項

- 本事業は、交付申請があった都度、内容を審査し、予算の範囲内で順次交付決定を行います。申請期限前であっても、予算の上限に達した場合は受付を締め切りますので、ご了承ください。
- 申請期限を過ぎたものについては、申請を受け付けることができませんのでご注意ください。
- リース又はレンタルの場合、導入年度のリース料等のみ補助対象となりますので、留意してください。
- 補助金の申請後、代表者や担当者の連絡先等が変更になった場合や事業内容を変更する又はやむを得ず申請を取り下げる場合は、速やかにご連絡ください。
- 交付申請等の内容に虚偽記載があった場合は、補助金返還となる場合があります。

問合せ先

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課介護人材確保係

電話：025-280-5272（直通）

メール：ngt040230@pref.niigata.lg.jp

※メールでのお問い合わせは、件名の先頭に必ず「【介護テクノロジー】と記載してください。